

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第1波

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第1波（令和2年1月30日～令和2年5月31日）

(1) 概要

○ 概況

- ・岡山市内における最初の新規陽性者は、令和2年3月22日に確認され、累計陽性者数16人、うち濃厚接触による陽性者は3人であった。
- ・市中感染は見られず、県外移動や海外旅行が行動歴に含まれる陽性者が多かった。
- ・行動範囲の広い20～60代の割合が多く、10代以下の陽性者は発生しなかった。

○ 動向

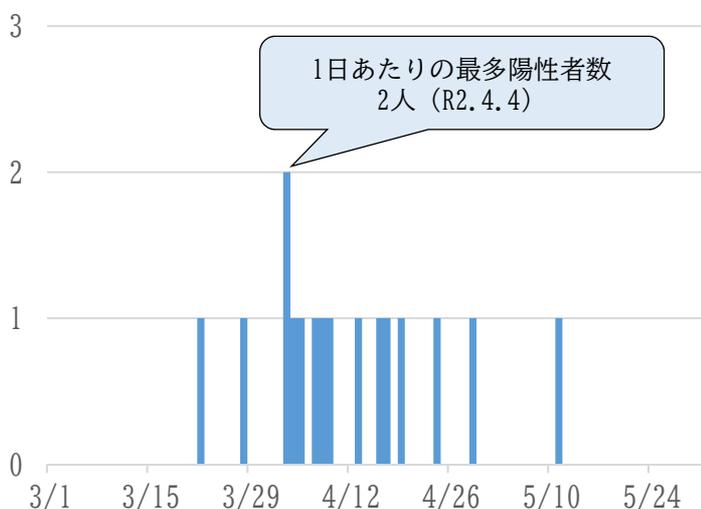
令和元年12月	中国湖北省武漢市で病原体不明の肺炎患者が発生し、後に新型コロナウイルスが検出された。
令和2年1月15日	国内1例目の感染例が確認された。これを受け、保健所内で対策会議を開催した。また市内医療機関へ注意喚起を行った。
2月1日	国は新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に定める指定感染症に指定した。
2月7日	県が感染症指定医療機関（3箇所）に「帰国者・接触者外来」を設置した。
2月10日	保健所内に「帰国者・接触者相談センター」を開設し、保健師が専用電話による相談対応を開始した。
2月21日	「岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、庁内で情報共有を図ると共に、市の対応方針を協議した。
2月27日	国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国すべての小中高、特別支援学校に3月2日から春休みまで臨時休校を要請することが決定された。 （幼稚園、保育所、学童保育は対象外）
3月2日	市立小・中・高等学校 一斉臨時休業（～3月25日）
3月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を、同法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、同法及び同法に基づく命令の規定が適用されることとなった。
3月22日	岡山市内1例目の感染例が確認された。
4月16日	全都道府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令（当初5月6日までとされたが、5月31日まで延長。その後、5月14日に岡山県は対象区域から除外）

4月17日	県が、緊急事態措置として、県民への外出自粛やイベント開催自粛等を要請した。（5月31日解除）
4月21日	市立小・中学校 一斉臨時休業（～5月20日）
5月15日	県が1施設目となる宿泊療養施設を市外に開設した。
5月22日	国内感染者の増加に伴い、「帰国者・接触者相談センター」を「受診相談センター」に名称変更。

○ 患者等の状況

	累計数	1日あたり最大	
		人数	日付
陽性者数	16人	2人	令和 2年 4 月 4日
入院者数	16人	12人	令和 2年 4 月19日他
行政検査	876件	30件	令和 2年 4 月17日
受診・健康相談	9,033件	282件	令和 2年 4 月 6日

(人)【新規陽性者数の推移】



Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第1波（令和2年1月30日～令和2年5月31日）

(2) 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

回次	開催日	議事項目
1	令和2年2月21日	<ul style="list-style-type: none">・岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（案）・新型コロナウイルス感染症対策について
2	令和2年2月27日	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対策にかかる市主催行事の開催に関する方針（案）
3	令和2年3月3日	<ul style="list-style-type: none">・学校における一斉臨時休業の対応について・（放課後児童クラブ）学校の臨時休業に伴う対応状況について・保育園等での新型コロナウイルス感染症対策・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための岡山市内の小学校、中学校、高等学校の臨時休業等の対応に関する協力について・新型コロナウイルス感染症対策状況・市主催行事の開催状況について
4	令和2年3月6日	<ul style="list-style-type: none">・小中学校の対応状況について・（放課後児童クラブ）学校の臨時休業に伴う対応状況について・市の公共施設のキャンセル時の料金還付について・余熱利用健康増進施設で提供しているサービスの一部休止について・新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動等への影響調査について
5	令和2年3月13日	<ul style="list-style-type: none">・一斉臨時休業中の小・中学校の対応・企業活動への影響・市主催行事の開催状況について・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について
6	令和2年3月23日	<ul style="list-style-type: none">・学校における今後（休業日及び1学期）の予定について・（放課後児童クラブ）学校の臨時休業に伴う対応状況について・市主催行事の開催状況について・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について・市の経済支援について・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料及び下水道使用料に係る対応について・生活不安に対応するための緊急措置

回次	開催日	議事項目
7	令和2年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・修了式の様子と学校再開ガイドラインについて ・市主催行事の開催状況について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について
8	令和2年4月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市立学校の再開等について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員の行動について
9	令和2年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・4月13日以降の学校について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・岡山市東京事務所の業務体制について
10	令和2年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・4月20日以降の学校について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・放課後児童クラブの受入状況 ・新型コロナウイルス感染症の影響について ・北区役所市民保険年金課窓口 飛沫防止シートの設置について
11	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県緊急事態措置の概要 ・今後の学校運営について ・市立小学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの緊急対応について ・緊急事態宣言後の保育園等の対応 ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・新型コロナウイルスに関する支援の強化について（要望書）
12	令和2年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の休館又は利用休止について ・新型コロナウイルス対策に関する要望書（岡山飲食業協同組合） ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う児童虐待への影響等について ・（放課後児童クラブ）学校の臨時休業に伴う開所状況等について ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDV被害者への対応について
13	令和2年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の学校運営について ・5月7日以降の保育園等の対応 ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について

回次	開催日	議事項目
14	令和2年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の休館又は利用休止の延長について ・令和2年度5月補正予算（案）について ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金事業に係る組織の立ち上げについて ・市立小学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブ等の対応について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について
15	令和2年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の再開について ・市主催行事等の開催に関する方針について ・新型コロナウイルス感染症に関する融資相談窓口の増設について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について
16	令和2年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の学校運営について ・5月21日以降の放課後児童クラブ及び保育園等の対応について ・セーフティーネット融資認定件数から見た売上減少率別・業種別件数割合の比較について ・新型コロナウイルス感染症の影響について ・岡山市中央卸売場及び岡山市花き地方卸売場の場内業者に対する施設使用料、光熱水費等の支払い猶予について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・市有施設の再開等について ・市主催行事等の開催に関する方針について
17	令和2年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策について ・学校再開後の状況について ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス対策専用ダイヤルの開設について

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第1波（令和2年1月30日～令和2年5月31日）

(3) 保健所の取り組み

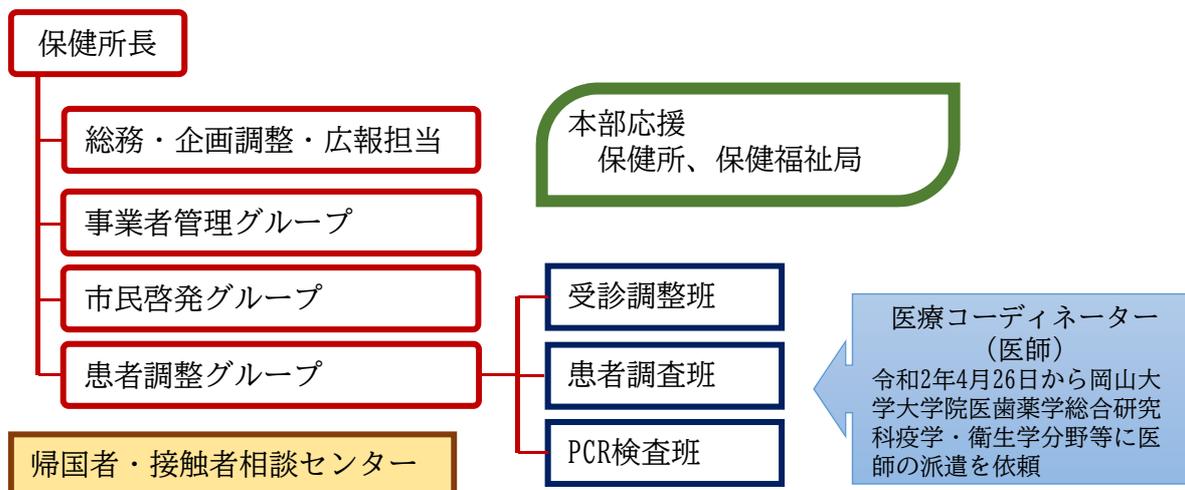
○ 体制

- ・ 保健所保健課執務室等で、感染症対策系の保健師2人体制を組み、積極的疫学調査等の対応を開始した。
- ・ 患者数は少ないものの、陽性者の受診調整や、接触者の行政検査のための調整、入院調整など次第に業務が増大していき、執務スペースや人員体制の強化が必要になった。
- ・ 令和2年4月23日、保健福祉会館4階に新型コロナウイルス保健・衛生本部（保健所本部）を置いた。職員24人で、事業者管理・市民啓発・患者調整のグループを設けた。
- ・ 海外からの帰国者や接触者等の相談窓口として、令和2年2月10日から「帰国者・接触者相談センター」を開設し、5月1日から岡山県看護協会へ業務委託を開始した。
- ・ 5月1日付けで新型コロナウイルス感染症に係る企画調整、広報に対応するため保健管理課へ3人兼務職員を配置した。

業務内容	最大人員	業務内容	最大人員
患者対応 (患者調査, 受診調整等)	12人	PCR検査	9人
帰国者・接触者相談センター (5/22～受診相談センター)	5人	統括・医療Co※・企画調整・広報	11人

※医療Co:医療コーディネーター

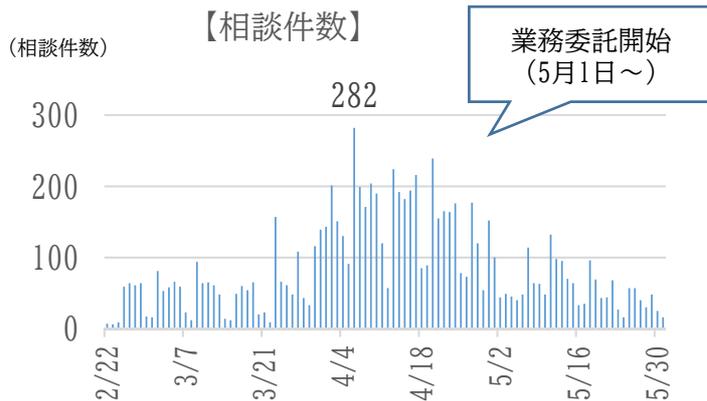
【体制図】



※5/22「岡山市新型コロナウイルス受診相談センター」へ名称変更

○ 帰国者・接触者相談センター

- 海外からの帰国者や接触者等の相談窓口として、令和2年2月10日から「帰国者・接触者相談センター」を開設し、電話2回線4人体制で対応、2月17日からは県が設置する夜間専用ダイヤルにて対応、24時間体制とした。
- 令和2年5月22日から「帰国者・接触者相談センター」を受診や体調不良時の相談等にも対応する「岡山市新型コロナウイルス受診相談センター」に名称変更した。
- 保健師等が聞き取りを行い、海外渡航歴や渡航者と接触した有症状者については「帰国者・接触者外来」へ受診調整を行った。



設置当初の
帰国者・接触者相談センター

○ 積極的疫学調査

- 帰国者・接触者外来（診療・検査医療機関）で陽性となった場合、保健師が疫学調査を実施した。
- 疫学調査では、陽性者の基本情報・症状経過及び行動歴等を聞き取り、ミーティングにより陽性者の療養先（原則入院）を決定した。また、濃厚接触者・接触者を特定し、行政検査を実施した。
- 濃厚接触者の待機期間は最終接触日から14日間で、待機期間中は健康観察を行った。

【疫学調査（基本情報・臨床情報調査票、行動調査票）】

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
(2020年3月12日暫定版) 国立感染症研究所HPより抜粋

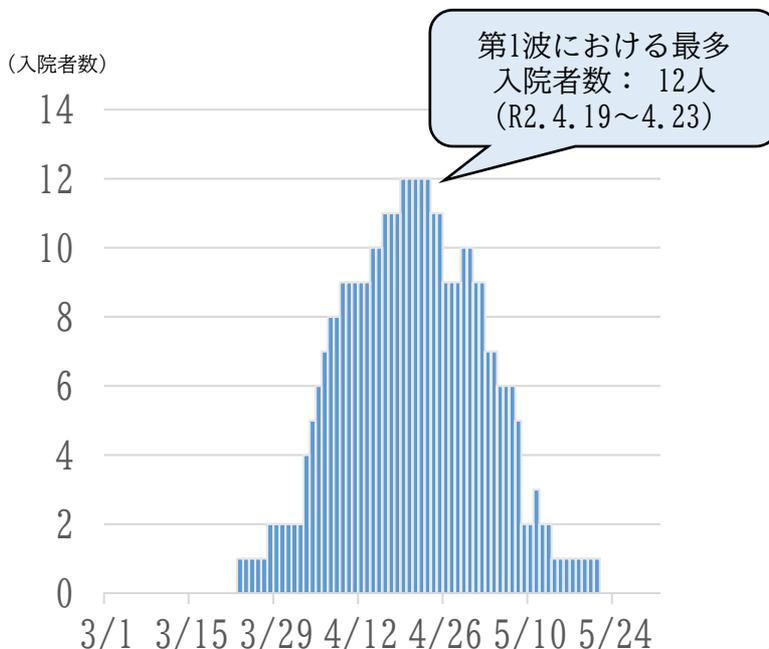
○ 検査体制

- 初期の新型コロナウイルス検査は、県環境保健センターがPCR検査により実施していた。感染者の発生に伴い、検査件数も増加したため、令和2年2月から市から職員1人を派遣した。
- 岡山県医師会の協力を受け、屋外検体採取センターが県下3か所（市内では5月1日に備前地区として南部健康づくりセンター）に設置された。
- 感染者数の増加に伴い、帰国者・接触者外来等で採取した検体を検査機関まで運ぶ梱包・搬送業務が増加し、職員による対応が困難となったため、令和2年5月1日から民間衛生検査所へPCR検査検体搬送等業務の委託を開始した。

○ 療養支援

- 感染初期は原則入院となっており、病床確保や入院調整は県で一元管理、市では入院が必要となった患者の情報を受入医療機関へ伝え、救急搬送や保健所による移送などの調整を行った。
- 令和2年3月から市内の新型コロナウイルス外来診療・検査医療機関等との情報を共有するための定期連絡会議を開始した。
- 県では4月20日から入院先の調整を行う調整本部を設け、市でも受診や入院調整担当を置いて対応した。
- 入院患者の療養期間は、2回の陰性が確認されるまで。5月29日以降は発症から14日経過かつ症状軽快後72時間経過となる等見直された。

【入院者数の推移】



< 県による臨時の屋外検体採取会場 >

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第1波（令和2年1月30日～令和2年5月31日）

(4) 主な対応

○ 学校の取り組み

令和2年2月28日	国による全国一斉臨時休校の要請に対し、原則3月2日から春季休業の開始日までの間、全ての市立学校の臨時休校を行う方針を決定
3月2日～3月25日	臨時休校にあたり1. 学力保障(家庭内学習支援) 2. 小学生の居場所確保(児童クラブの開所) 3. 臨時休校中の補導(学区内の巡回補導計画) 4. その他課題(行事の在り方の方針等)の4項目について、実施計画を策定
3月26日～4月6日	学年末・学年始休業
4月7日～	始業式や入学式等では参加制限や時間短縮、会場を分散する、換気や消毒を徹底する等の対応をとった。学校生活では、健康観察記録表の作成や黙食、換気の徹底などの工夫をした。

○令和2年3月30日 市教育委員会

【学校再開ガイドライン(文部科学省)に沿った対応方針を決定】

学校における教育活動を再開し、集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件(密閉・密集・密接)」を避ける等の対策(換気、至近距離での会話等を控える、マスク着用)等を行う。

○ 放課後児童クラブの取り組み

- 放課後児童クラブは「原則開所」とした国の方針を踏まえ、小学校臨時休校中の3月2日～25日の間、午前中から8時間は開所し受入れを行った。
- 市では、各クラブが運営を継続できるよう、児童館職員、小学校教職員による応援派遣、運営に関し公費による財政支援を行った。

○ 保育園等の取り組み

- 緊急事態宣言が発令されても、保育園・認定こども園は子育て支援や保護者の就労継続の観点から、感染防止対策を徹底しながら保育を継続した。
- 3月2日以降、新型コロナウイルス感染症対策として、保護者が登園を自粛させる場合、保育料及び副食費の一部又は全部の還付を行った。

○ 市民向けの取り組み

- 感染等の不安に関して新型コロナに関するメンタルヘルス相談を開始した。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について、市ホームページ等で啓発と情報発信を行った。
- 市役所等の来庁者に向けた感染防止対策として、窓口にアクリル板や手指消毒液を設置した。

○ 岡山市主催行事等の開催に関する方針について

- 令和2年2月20日に国から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が発出され、「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。」とされ、一律の自粛要請ではないものの中止や延期となるイベントが相次いだ。
- 市も2月27日の対策本部会議で市主催行事の開催に関する方針を示した。以降、感染の状況に応じて、都度イベント開催の制限と緩和を繰り返した。

令和2年2月27日	市主催行事の開催に関する方針を決定 参加者名簿等により連絡体制が十分に整備されているものを除き、当面（2週間）は原則として中止する。
3月23日一部改訂	3月末まで上記ルールを継続 4月以降は3密を回避しつつ順次開催する。
3月30日一部改訂	全国的にみて感染者が多い地域からの来場者が多いと見込まれるイベントについては開催を慎重にする。
4月17日一部改訂	県の緊急事態措置として外出自粛やイベント開催自粛等の要請があったことから、市のイベントも開催を自粛した。
5月15日一部改訂	国の基本的対処方針に基づき「屋内では100人以下かつ収容率50%以下、屋外では200人以下かつ人と人との距離が十分に保てる」を基準とし、開催の可否を判断する。

○ 社会経済活動支援の取り組み

- 令和2年5月1日に国の特別定額給付金事業の実施のため、人事異動により業務担当者を配置し、全世帯へ10万円の給付を行った。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動等への影響調査や事業者向け経営相談窓口を設置した（継続中）。
また、市内の中小・小規模事業者等への事業継続支援金の給付を開始した（医療法人等に対しては令和2年6月から給付を開始）。

(5) まとめ

- 市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市が行う感染拡大防止対策について協議・決定した。
- 市民に向けて感染状況や基本的な感染防止対策についての情報発信を行った。また、専用の相談窓口を設置した。
- 保健所では感染症担当が限られていたため、保健所内で保健師の応援者を参集し、電話相談や積極的疫学調査、搬送、濃厚接触者への検査及び健康観察業務を行った。

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第2波

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第2波（令和2年6月1日～令和2年9月30日）

(1) 概要

○ 概況

- ・ 新規感染者は7月中旬から増え始め、8月下旬まで連日患者発生が続いた。
- ・ 県外移動や海外での感染から市中感染へ拡大し、7月18日には接待を伴う飲食店で市内1例目のクラスターが発生した。
- ・ 年代別の新規感染者は20代が最も多く、10代以下の陽性者が初めて確認されるなど、行動範囲の広い20～40歳代から家庭内感染等で広がり、幅広い年代に陽性者が発生した。
- ・ 6月5日から県新型コロナウイルス感染症対策本部に職員を派遣し情報収集や連携強化を図った。

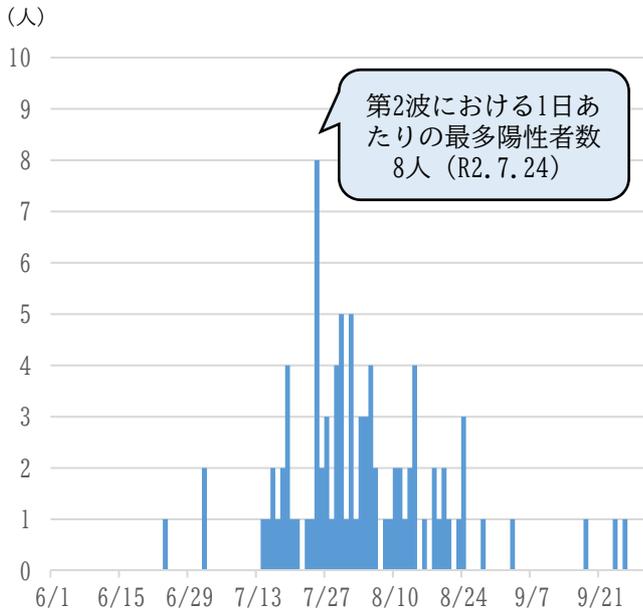
○ 動向

令和2年 6月12日	国の通知による療養期間の見直し（14日間→10日間又は2回の陰性確認） 市は社会福祉施設での患者発生を見据え、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き」を作成した。
6月19日	市では新型コロナウイルス検査実施医療機関（61機関）を認定した。
7月18日	岡山市内1例目のクラスターが確認された。
7月26日	県が市内で宿泊療養施設を開設した。
7月30日	接待を伴う飲食店へ県、県警察本部、岡山市保健所が合同での立入調査を実施 キャバクラやホストクラブなどの接待を伴う飲食店に対して立入調査を実施し、感染防止対策について呼びかけた。
8月 1日	【新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請】 県が、接待を伴う飲食店に対し「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を遵守するよう要請した。 県民に対しては、全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店の利用を控えるよう呼びかけた。（～8月31日）
8月25日	岡山市は新型コロナウイルス感染対策を踏まえた、「新しい生活様式」を啓発するキャンペーン「スイッチ！おかやま」をスタートした。

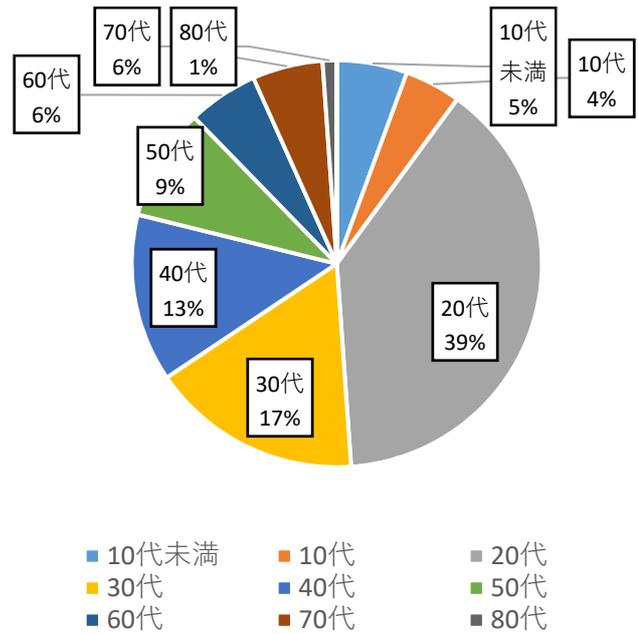
○ 患者等の状況

	累計数	1日あたり最大	
		人数	日付
陽性者数	89人	8人	令和 2年 7月24日
入院者数	86人	27人	令和 2年 8月 3日
宿泊療養者数	10人	4人	令和 2年 8月 6日
自宅療養者数	3人	3人	令和 2年 8月16日
行政検査	1,838件	89件	令和 2年 7月30日
受診・健康相談	7,699件	199件	令和 2年 7月27日
患者移送	4件	1件	令和 2年 7月15日
パルスオキシメーター貸出	3件	1件	令和 2年 7月31日他
関連死亡者数	1人	-	-
クラスター件数	3件	-	-

【新規陽性者数の推移】



【年代別陽性者割合】



Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第2波（令和2年6月1日～令和2年9月30日）

(2) 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

回次	開催日	議事項目
18	令和2年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・特別定額給付金について ・学校再開後の状況について ・「岡山市トップチーム応援プロジェクト」の実施について ・岡山市主催行事等の開催に関する方針について
19	令和2年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・新型コロナウイルス感染症の市内発生等について ・特別定額給付金について ・新型コロナウイルス感染症に関する支援等の実施状況
20	令和2年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する相談等について ・特別定額給付金について ・岡山市立学校の現状について ・岡山市主催行事等の開催に関する方針について ・新型コロナウイルス感染症に関する支援等の実施状況
21	令和2年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店への合同立入調査の実施結果について
22	令和2年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市主催行事等の開催に関する方針について ・岡山市立学校の現状について ・子育て世帯への臨時特別給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金について ・ライブハウスの新型コロナウイルス感染症対策について ・新型コロナウイルス感染症に関する支援等の実施状況 ・新型コロナウイルス感染症について（感染状況等） ・新型コロナウイルス感染予防と社会生活再生に向けた周知啓発事業「スイッチ！おかやま」の開始について
23	令和2年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市主催行事等の開催に関する方針について ・新型コロナウイルス感染症対策支援について（市民生活局関係） ・新型コロナウイルス感染症に関する支援等の実施状況 ・新型コロナウイルス感染症について（感染状況等）

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第2波（令和2年6月1日～令和2年9月30日）

(3) 保健所の取り組み

○ 体制

- ・ 陽性者の増加に対応するため、患者・濃厚接触者・帰国者調査班を設置し、積極的疫学調査や帰国者への相談に対応できる体制を整えた。
- ・ 陽性者や濃厚接触者等の症状悪化時に速やかに対応するため、医療調整班を設け、新型コロナウイルス外来への受診調整や県への入院調整を依頼した。
- ・ 患者数は少ないものの、陽性者の受診調整や、接触者の行政検査のための調整、入院調整など次第に業務が増大していき、執務スペースや人員体制の強化が必要となった。
- ・ 令和2年8月1日付けで受診調整や企画調整に対応する人員として保健所保健課に7人の兼務職員を配置、8月5日には1人の兼務職員を配置した。

業務内容	最大人員	業務内容	最大人員
患者対応 (患者調査, 受診調整等)	18人	PCR検査	11人
受診相談センター	5人	統括・医療Co・企画調整・広報	14人

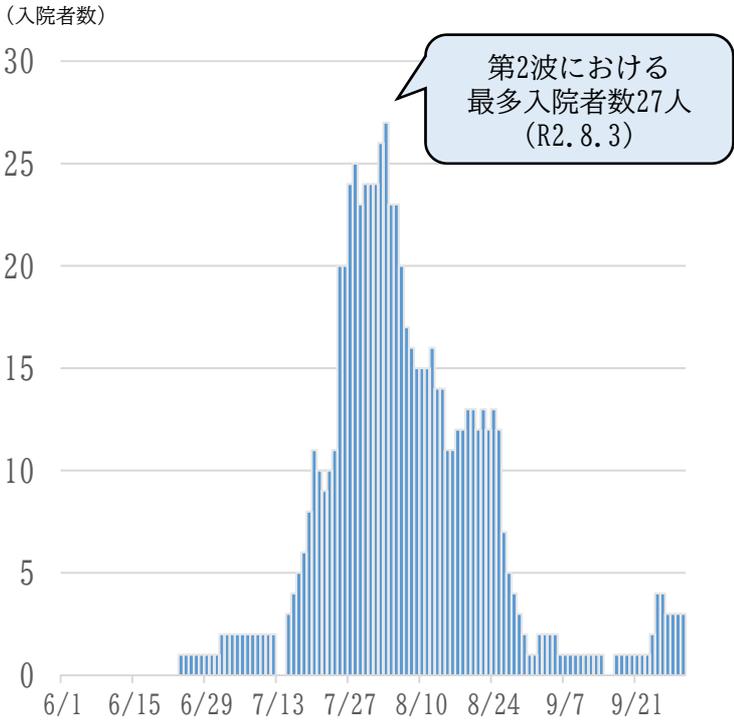
○岡山市新型コロナウイルス受診相談センター

受診や体調不良時の相談、感染不安、検査等の相談窓口として、看護協会への委託により、看護師が対応した。

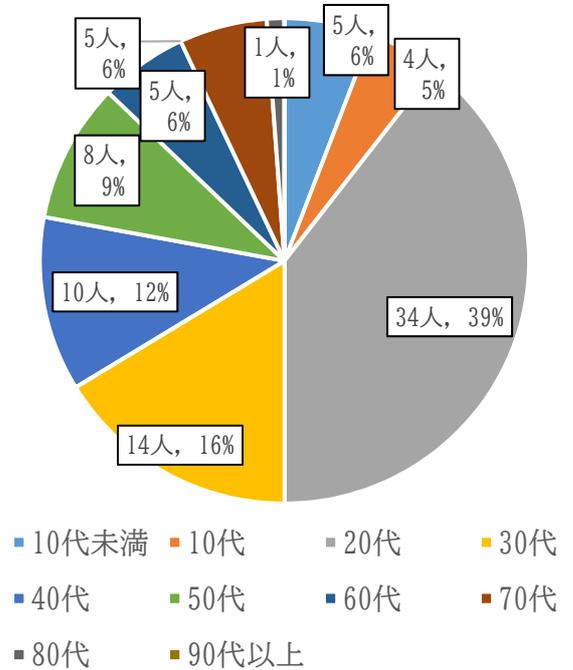


○入院者数の推移（岡山市内）

新規陽性者数のピーク(7/24)から、約1週間後に入院者数のピークを迎えた。入院者の年代別では40代以下が約8割を占め、全体で中等症以上の患者が3割を占めた。

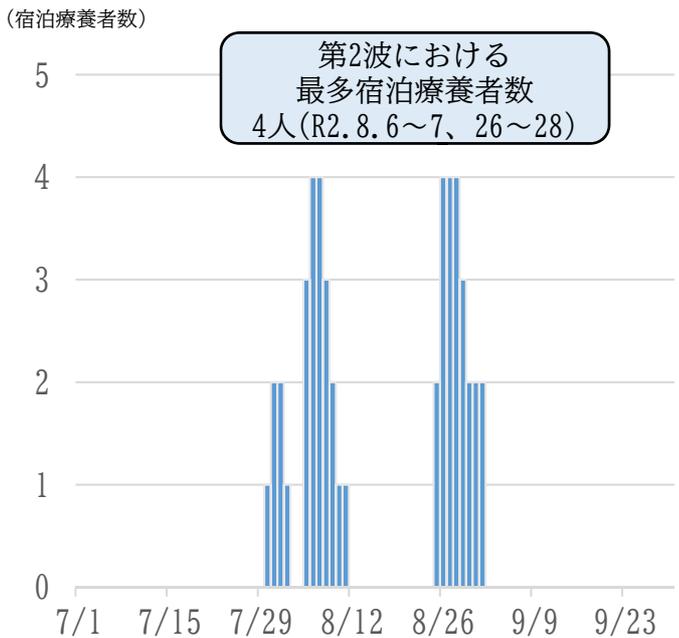


入院者数の年代別割合 (N=86)

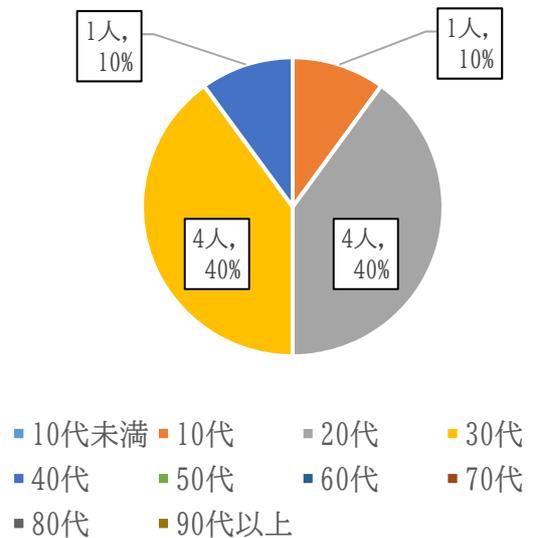


○宿泊療養者数の推移

7月26日に県が市内の宿泊療養施設を開設し、軽症者の療養場所となった。

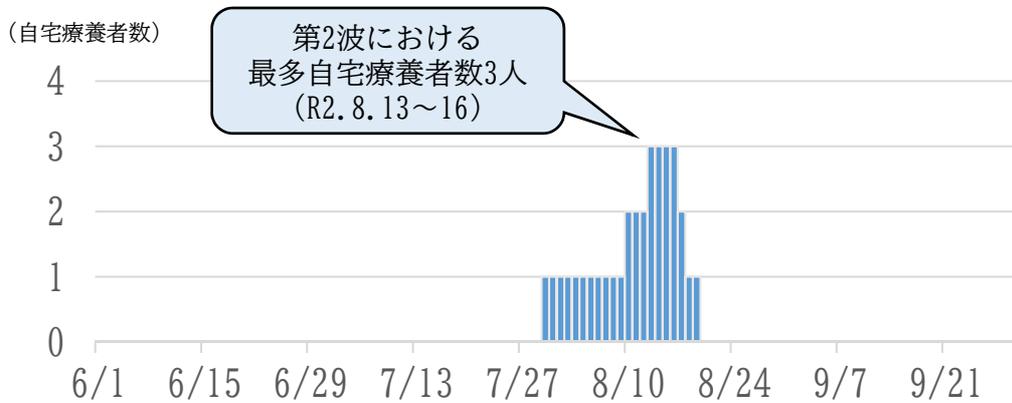


宿泊療養者の年代別割合 (N=10)



○自宅療養者数の推移

軽症者うち、自宅での療養を強く希望された患者については、保健所が健康観察を行うことを条件に自宅での療養とした。療養期間中の病状確認のため、自宅療養者全員にパルスオキシメーターを貸し出した。



○ 検査体制

- ・ 新型コロナウイルス検査実施医療機関を岡山市医師会・岡山市内医師会連合会を通じて募集し、6月19日に61医療機関を認定した。以後、順次拡大した。
- ・ 保健所が行う行政検査は、第1波と同様に岡山県環境保健センターでのPCR検査を実施した。
- ・ 濃厚接触者等の検査対象者が、身体機能の低下や交通手段がないことにより検査実施医療機関へ出向くことが出来ない場合には、保健師等が訪問して検体採取を行った。

集計方法	保健所実施分	医療機関実施分	行政検査 全体
1日当たりの 最大値	89件 (令和2年7月30日)	-	89件 (令和2年7月30日)
累計	1,838件	-	1,838件

○ 療養支援

- ・ 陽性者の増加に伴い、患者・濃厚接触者・帰国者調査班を設置し、積極的疫学調査や帰国者への相談に対応できる体制を整えた。
- ・ 陽性者や濃厚接触者等の症状悪化時に速やかに対応するため、医療調整班を設け、新型コロナウイルス外来への受診調整や入院調整を実施した。
- ・ 入院中の患者についても療養期間把握のため、毎日医療機関から症状経過や治療方針、今後の検査実施予定などの情報収集を行った。
- ・ 自宅療養者の増加により、症状悪化による救急受診や宿泊療養への切り替えによる移送も発生した。移送に対応できるよう、患者移送用車両を増車した。(貸与：1台、購入：1台)

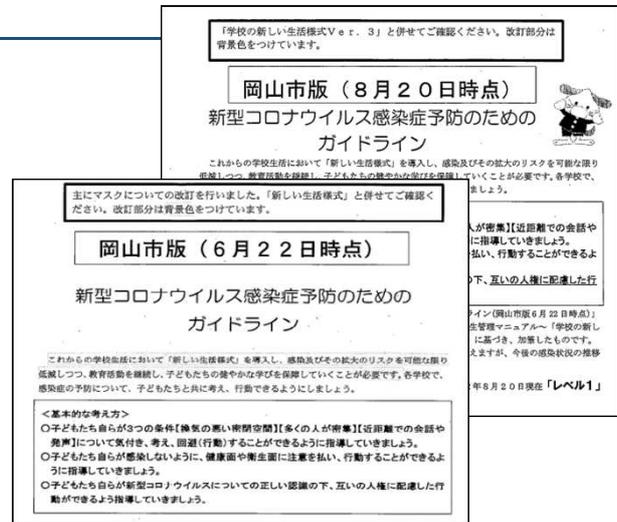
II 感染拡大の波ごとの対応

第2波（令和2年6月1日～令和2年9月30日）

(4) 主な対応

○ 学校の取り組み

- 5月21日から教育活動を再開し、新しい生活様式を踏まえた「新型コロナウイルス感染症予防のためのガイドライン」を策定し、国・県・市の感染予防方針を随時取り入れながら改訂を行い、周知を図った。
- 学校内で感染が発生した際は、教育委員会が学校へ聞き取りを行い、保健所の疫学調査に協力した。

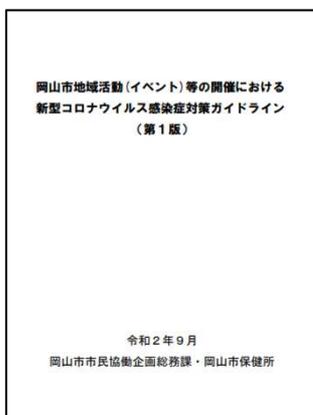


○ 岡山市主催行事等の開催に関する方針について

6月26日一部改訂	地域の感染状況、感染拡大リスクを考慮しつつ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。
7月29日一部改訂	8月末まで開催制限を維持する。全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの、参加者の把握が困難なものは、引き続き中止を含め慎重に検討する。
8月26日一部改訂	9月末まで開催制限を維持する。
9月29日一部改訂	新たにイベントの種類や収容率による開催目安の策定、11月末まで開催制限を維持する。

「岡山市地域活動(イベント)等の開催における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定

令和2年9月、国が示す「新しい生活様式」に基づき、連合町内会等の地域団体が地域で活動(イベント)行うにあたって、必要となる感染症対策や留意事項の目安として、市のガイドラインを策定した。



<市ガイドラインの収容人数の基準>

期間	区分	収容率	人数上限
6月19日～ 7月9日	屋内	会場収容定員の50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	
7月10日～ 9月末まで	屋内	会場収容定員の50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	

○ 周知啓発事業「スイッチ！おかやま」の開始

- ・ 感染予防に不可欠な「新しい生活様式」を軸に、新型コロナウイルス感染症に対する岡山市民への注意喚起と行動変容を呼びかける周知啓発事業を開始した。
- ・ 「市民のひろばおかやま」には、令和2年6月号から令和5年5月号まで新型コロナウイルス感染症関連の情報をまとめたページを掲載した。

(実施内容)

- ・ テレビ・ラジオCM放送/情報番組での発信
- ・ 新聞広告のほか、YouTubeやLINE等のインターネット広告を展開
- ・ 大型商業施設内での啓発映像オンエア
- ・ 市内約7,000事業所への啓発フライヤー配付、300箇所以上の企業や店舗、公共交通機関でのポスター、ステッカー等啓発ツールの設置
- ・ 岡山市特設ウェブサイトからの随時情報発信



○ 社会経済活動支援の取り組み

- ・ 事業向上補助金、販売促進補助金により、中小・小規模事業者の業態転換や販売促進等を支援した。
- ・ 消費喚起策としてスマートフォン決済ポイント還元事業を実施した。(令和4年11月の第4弾まで実施)
- ・ 宿泊・飲食クーポンを利用した宿泊促進事業を実施した。
- ・ 困難を抱える市民を支援する団体に向けて「岡山市市民活動支援金」の制度を創設した。

○ 岡山市トップチーム応援プロジェクト

岡山市を拠点とするトップチーム（ファジアーノ岡山、岡山シーガルズ、岡山リベッツ、トライフープ岡山）の入場制限等がかかるホームゲームにおいて横断幕を掲出するなどの支援を行った。



○ 子育て支援

国の施策「子育て世帯や市民税非課税の子育て世帯に対する臨時特別給付金（児童手当対象児童向け5万円）」に加え、市は独自に「ひとり親世帯への支援金（2万円）」を給付しました。

(5) まとめ

- ・ 市民に向けて「新しい生活様式」の実践の呼びかけ、事業者等には感染拡大防止ガイドラインの順守や事業継続支援を行った。
- ・ 感染症者数が増えた際には、受診調整や搬送、自宅療養者の健康観察や体調悪化時の対応など患者支援体制が必要となった。

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第3波

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第3波（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

(1) 概要

○ 概況

- ・ 新規感染者が10月下旬から増加し始め、年末年始にかけて感染拡大（1日最大は12月19日の58人）し、その後も減少は緩やかだった。
- ・ 感染の波の期間も11月から翌2月までの約5カ月と長期となり感染者数も1波の16人、2波の89人を大きく上回る1,319人となった。
- ・ 第3波後半ごろからは、一部の人に症状が2カ月以上継続する罹患後症状（いわゆる後遺症）がみられ、保健所へも相談が寄せられた。
- ・ 12月から年始にかけて接待を伴う飲食店や事業所、高齢者施設等でのクラスターが続発した。
- ・ 令和3年1月18日から、感染者の増加に伴い、全庁から保健所への本部応援を開始した。（～令和4年9月17日）

○ 動向

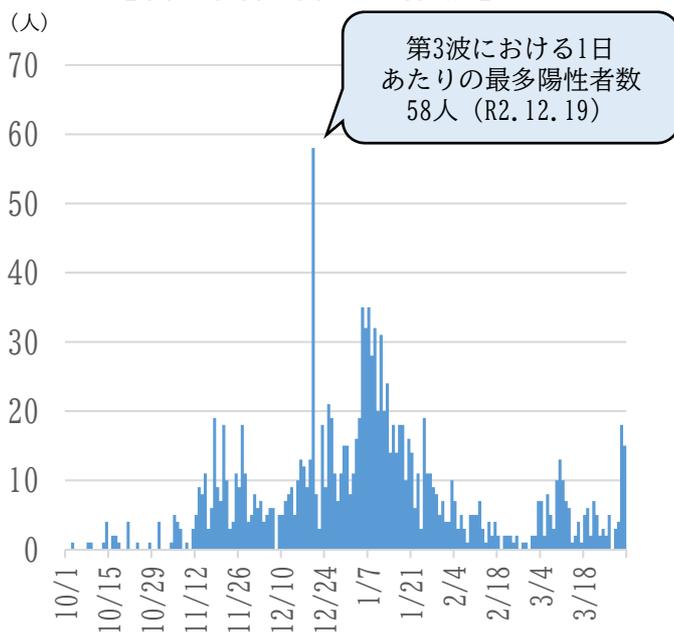
令和2年10月24日	国の政令改正により、新型コロナウイルス陽性者への入院勧告・措置の対象は65歳以上で重症化リスクのある者等へ限定された。
12月15日	生活に必要な食材や日用品の調達が困難な自宅療養者に対する配送事業を開始した。
12月15日	接待を伴う飲食店等のクラスター発生が増加したことから、ホストクラブの従業員を対象に、スクリーニングを行う目的でPCR検査を実施した。（～18日）
12月21日	県が、「岡山県医療非常事態宣言」（～令和3年2月12日）を発令し、年末年始にかけて一人ひとりが最大限の感染防止策を講じるよう協力を呼びかけた。
12月28日	国が全世界から外国人の新規入国を停止した。（～翌年1月31日）
令和3年 1月12日	濃厚接触者や有症状者の増加に伴う、PCR検査需要の増加に対応するため、休館中の東山プールを利用し、集団検体採取会場を設けた。
1月18日	保健所への全庁応援を開始した（令和4年9月17日まで継続）。
2月14日	厚生労働省が、国内で初めて「米国ファイザー社製新型コロナウイルスワクチン」について、医薬品医療機器等法に基づき薬事承認を行った。
2月17日	国は新型コロナウイルスワクチンについて、医療従事者等（約480万人）の先行・優先接種を開始した。

3月 1日	市は新型コロナウイルスワクチンの特例接種開始に向け、専用のコールセンターを設置した。
3月 5日	県内で新型コロナウイルスワクチンの優先接種が開始された。ワクチン供給量が限られていることから、医療従事者から接種することとなった。

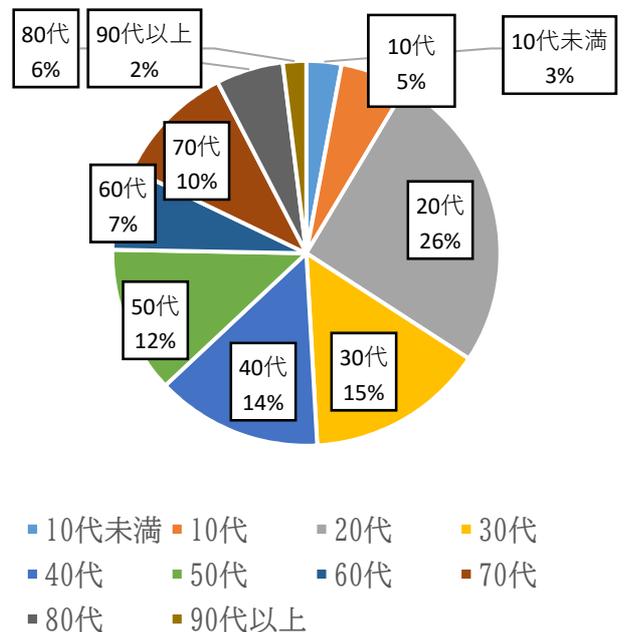
○ 患者等の状況

	累計数	1日あたり最大	
		人数	日付
陽性者数	1,319人	58人	令和 2年12月19日
入院者数	473人	77人	令和 3年 1月12日他
宿泊療養者数	386件	55件	令和 2年12月27日
自宅療養者数	546人	155人	令和 3年 1月12日
行政検査	50,366件	1,401件	令和 3年 2月14日
受診・健康相談	12,944件	172件	令和 3年 1月 8日
患者移送	51件	12件	令和 3年 3月31日
配食サービス	90件	50件	令和 2年12月21日
パルスオキシメーター貸与	146件	9件	令和 2年11月18日
関連死亡者数	15人	-	-
クラスター件数	21件	-	-

【新規陽性者数の推移】



【年代別陽性者割合】



Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第3波（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

(2) 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

回次	開催日	議事項目
24	令和2年11月13日	・岡山市内における感染者の動向
25	令和2年11月25日	・岡山市内における感染者の動向 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する年末年始の対応について
26	令和2年12月2日	・岡山市内における感染者の動向 ・接待を伴う飲食店従業員に対するスクリーニング検査について ・岡山市主催行事等の開催に関する方針について
27	令和2年12月24日	・岡山市内における感染者の動向 ・接待を伴う飲食店従業員に対するスクリーニング検査結果について ・集団発生防止に向けた取組 ・年末年始における受診に関する相談・検査体制について ・年末年始における留意事項について
28	令和3年2月3日	・岡山市内における感染者の動向 ・新型コロナウイルスワクチンの現状について （講演：川崎医科大学総合医療センター 中野 貴司 教授） ・新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築について

II 感染拡大の波ごとの対応

第3波（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

(3) 保健所の取り組み

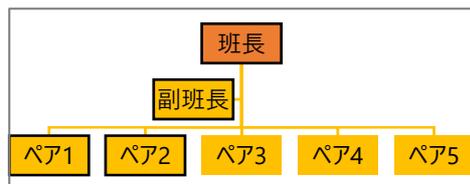
○ 体制

- ・ 感染者の増加に伴い、積極的疫学調査等の業務量が増加したため、保健所以外に所属する保健師職員を兼務職員とし、調査班を2班に増やすとともに各班に保健師のリーダーを配置した。
- ・ 自宅療養者への支援としてパルス、食材等の配送業務を担当する班を設けた。
- ・ 令和3年1月12日から閉館中の東山プールで集団検体採取業務を開始するため、応援職員や派遣職員をPCR班に配置した。
- ・ 全庁からの応援職員は、主に自宅療養者の健康観察や各種文書作成、保健師による聞き取り調査時の入力補助等を担当した。
- ・ 令和2年11月1日から順次、保健所保健課に本務職員3人、兼務職員4人を配置した。

業務内容	最大人員	業務内容	最大人員
患者対応（患者調査）	32人	受診相談センター	5人
患者対応 （療養管理, 後方支援, 受診調整）	13人	PCR検査	12人
自宅療養者対応	4人	統括・事務統括・医療CO・企画調整・広報	18人

【本部体制】

患者調査班：2班体制
積極的疫学調査を担当



- 【班 長】各1名
保健センター長、係長、副主査
- 【副班長】各1名
保健課、他課応援
- 【班 員】患者数に応じて招集
ペア1・2は常時稼働
保健師+事務各1名

受診相談センター

療養管理班

入院・退院・宿泊療養・自宅療養者の管理を担当。患者搬送、患者病状把握、統計を含む事務2名、保健センター応援1名（保健師以外）

後方支援班

勧告文等の事務処理、HER-sys担当
事務4名

【患者対応】
受診調整、管外依頼等対応、電話相談、当の業務
保健師3名：班長・副班長初日+1名

PCR班

PCR検査にかかる事務を担当
事務3名、健康づくり課応援1名
会計年度任用職員3名

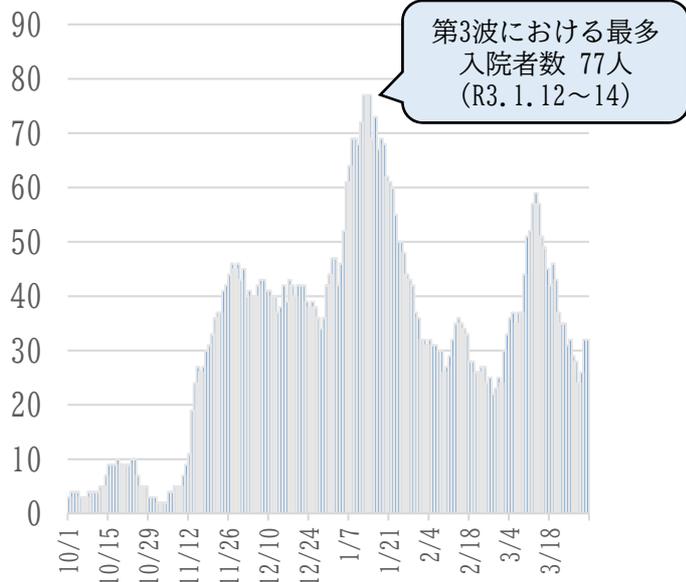
企画・調整班

各種対策の企画、周知啓発・広報連絡担当
本部会議資料作成 事務+保健師2名(施設対応や宿泊療養等をサポート)

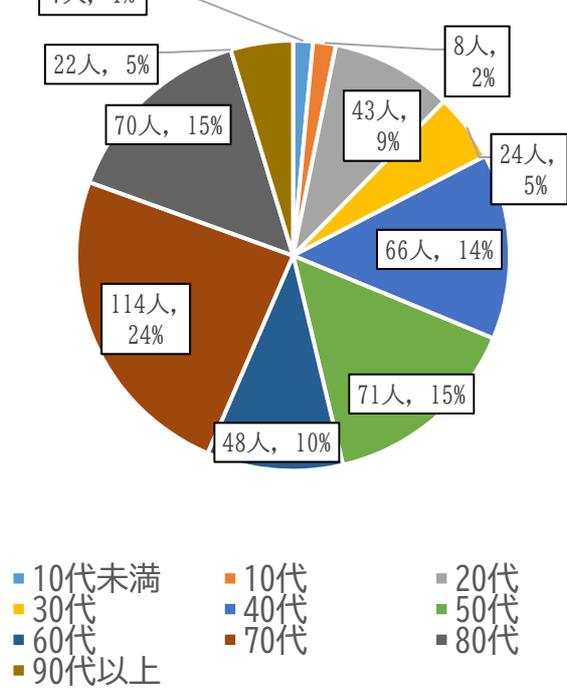
○ 入院者の状況

高齢者施設でのクラスターなど重症化リスクの高い陽性者の増加により、入院者数が増加した。県では2次医療圏ごとに病床を確保した。

(入院者数) 入院者数の推移



入院者数の年代別割合 (N=473)



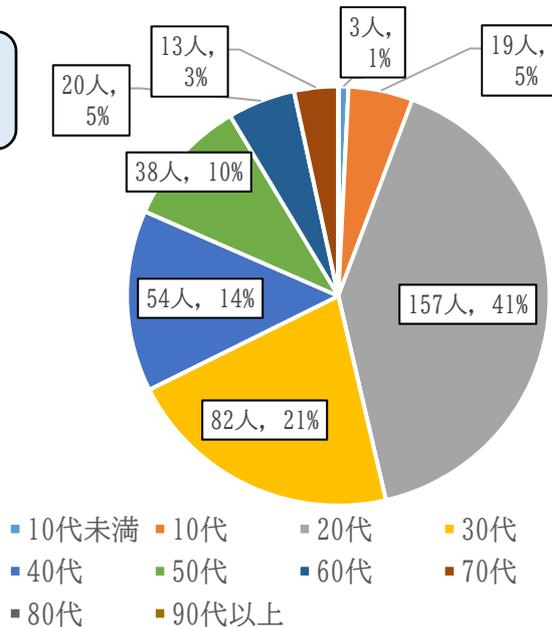
○ 宿泊療養者の状況

事業所クラスターの多発により20歳~40歳代の軽症者の宿泊療養が増加した。また、宿泊療養施設の駐車場不足に対応するため、集団搬送のための駐車場を整備した。

(宿泊療養者数) 宿泊療養者の推移

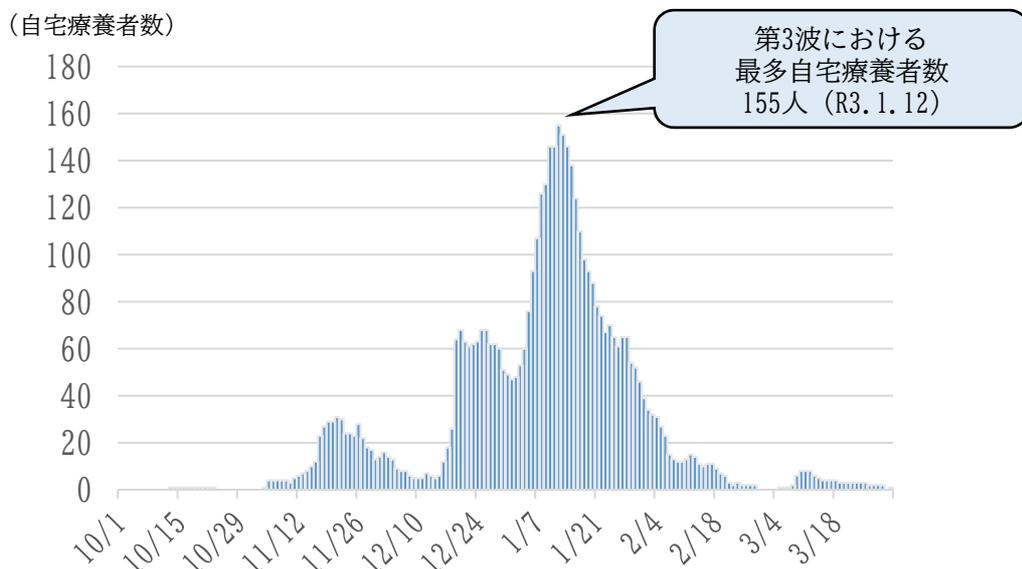


宿泊療養者の年代別割合 (N=386)



○ 自宅療養者数の推移

10月24日より入院勧告・措置の対象者が限定された。
原則として入院又は宿泊療養であったが、新規陽性者数の増加により、軽症患者の療養先となる宿泊療養施設がひっ迫し、過去最多の自宅療養者数（546人）を記録した。



○ 自宅療養者への生活支援

- ・ 令和2年12月15日より、自宅療養者の療養生活支援のため、原則知人や家族等の支援が受けられない方へ限定し、食材や日用品等の配送を開始した。
- ・ 市内小売店に食材セットの調達を担ってもらい、市内配送業者へ配送を依頼した。
- ・ 重症化の可能性がある自宅療養者に対しては、引き続きパルスオキシメーターの貸し出しを行った。

集計方法	配食・日用品	パルスオキシメーター	体温計
1日当たりの最大値	50件 (令和2年12月21日)	9件 (令和2年11月18日)	-
第3波の累計	90件	146件	0件



<自宅療養者へ配送する食材・日用品例>

○ 検査体制

- 市は、臨時採取会場や施設での集団採取及び診療所等で検体を採取し、民間検査機関に検査業務の委託（PCR検査）を行う体制とした。
※東山プール会場（1月12日～7月3日）での検体採取体制を整備し、従事者確保のため、看護師等の人材派遣（1月18日～令和5年3月31日）を活用した。
- 民間衛生検査所の検査能力が向上し、医療機関内で陽性判定が行える診療・検査医療機関（発熱外来）が整備され、県は順次発熱外来として指定した。この整備により、市内医療機関等で新型コロナウイルスの陽性診断ができるようになった。

集計方法	保健所実施分	医療機関実施分	行政検査 全体
1日当たりの 最大値	679件 (令和2年12月15日)	1,375件 (令和3年2月14日)	1,401件 (令和3年2月14日)
第3波の累計	12,539件 (A)	37,827件 (B)	50,366件 (A+B)

○患者移送等

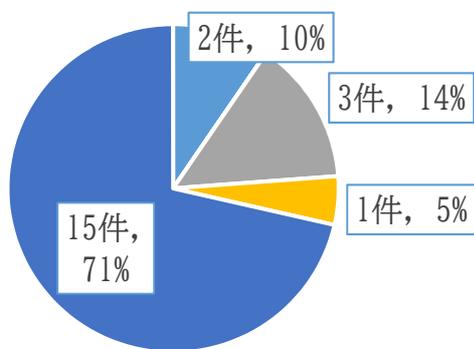
陽性者の増加に伴い、自宅療養者の症状悪化による救急搬送や宿泊療養施設への移送が増加した。

集計方法	総計	消防局への依頼分	
		消防局への依頼分	保健所移送分
1日当たりの最大値	12件	3件 (令和3年1月18日)	12件 (令和3年3月31日)
第3波の累計	51件	39件	12件

○クラスター対応

- 岡山市内で第3波期間中に21施設（高齢者施設：2件、医療機関：3件、学校・保育施設：1件、その他：15件）のクラスターが発生。
- 発生したクラスターのうち、施設内感染の収束が見られない施設に対しては、OCIT（注1）の協力を得ながら現地本部を設置し、施設への支援を行った。（1件の最大対応期間30日）
- 接待を伴う飲食店等でのクラスター発生が増加したことから、従業員を対象にスクリーニング検査としてPCR検査を実施（12月15日～18日）し、感染防止対策の徹底を呼びかけた。

クラスター内訳（N=21）



- 高齢者施設
- 障害者施設
- 医療機関
- 小中高大・保育施設
- その他

注1:OCIT

医療機関や福祉施設において集団発生した場合などに、速やかに感染拡大防止対策を講じられるよう派遣される、「岡山県クラスター対策班」の略称
感染症対策・疫学・現地医療提供、精神科医療チームで構成される。

Ⅱ 感染拡大の波ごとの対応

第3波（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

(4) 主な対応

○ 岡山市主催行事等の開催に関する方針について

- 12月2日通知：翌年2月末まで引き続き現在の開催制限体制を維持する。
- イベント開催場での感染対策はもちろん、来場の際の公共交通機関等での密集や催物後の会食等の主催者が管理できない催物前後における感染防止を徹底する。

<開催制限体制>

期間	区分	収容率	人数上限
10月1日～翌年2月末	屋内	会場収容定員の50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	

○ 岡山市文化芸術活動支援

- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況において、新しい生活様式を実践しながら、日常生活を取り戻すため、「生活の潤い、人生の楽しみ、喜び」である「文化芸術活動」の再開・持続に繋がる支援を実施し、市民の文化・芸術活動を支える「文化の灯を消さない！プロジェクト」を行った。

<支援内容>

- 文化芸術活動の再開を支援
- 発表の場を確保
- キャンセル料等を支援



○ 地域スポーツ団体感染防止対策支援金

- 地域スポーツ団体へ新型コロナウイルス感染予防対策として必要な物品の購入に対し、支援金（3万円以内）を支給した。



(5) まとめ

- 感染者数が増加し、急拡大する場面では、疫学調査の着手に時間を要する事態となり、疫学調査や自宅療養支援体制の拡充が必要となった。
- 高齢者施設等の重症化リスクのある人が多い集団では、クラスターとならないよう感染拡大防止対策がより重要となった。
- ワクチン接種対象者が医療従事者から高齢者へ拡大されるため、速やかに接種できる体制整備が必要であった。